

令和6年度 第1回 東京都北区防災会議 議事要旨

■開催日時 : 令和7年3月25日(火曜日) 15時00分から16時05分

■開催場所 : 北とぴあ15階 ペガサスホール

■出席者 : 44名のうち代理出席12名、欠席5名
詳細は別表のとおり

■次第 :

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 審議事項(2件)
 - (2) 報告事項(8件)
- 4 閉 会

■配布資料 :

- 次第
- 委員名簿
- 【審議事項1】 「東京都北区地域防災計画」の修正の予定について
- 【審議事項2】 地区防災計画(案)について
- 【報告事項1】 防災関連計画の策定・改定に係る中間報告について
- 【報告事項2】 帰宅困難者対策(王子駅前滞留者対策行動ルールの策定)について
- 【報告事項3】 北区災害廃棄物処理計画の改定について
- 【報告事項4】 大規模水害対策の進捗と今後の対応について
- 【報告事項5】 災害時における協力協定の締結について
- 【報告事項6】 令和6年度北区防災対策事業の主な実績について
- 【報告事項7】 令和7年度北区防災対策事業の概要について
- 【報告事項8】 防災対策特別委員会資料について

■会議の傍聴 : 公開

■傍聴者数 : 8名

■議事の要旨：

1 開会

○危機管理室長

お待たせいたしました。只今から、令和6年度第1回東京都北区防災会議を開会いたします。本日、議事進行を務めさせていただきます、危機管理室長の松田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、出席者数の確認です。本日の出席者数は、36人。東京都北区防災会議条例第5条の規定により、委員総数44人中の2分の1以上の方々のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

2 会長挨拶

○危機管理室長

それでは開会にあたりまして、北区防災会議会長のやまだ加奈子区長からご挨拶させていただきます。

○やまだ区長

本日は北区防災会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。皆さまには、日頃より、区民の安全・安心のため、昼夜を問わずご尽力賜り、重ねてお礼申し上げます。

昨年元日に発生した能登半島地震では、家屋倒壊や火災、土砂災害などにより甚大な被害が発生するとともに、避難生活の長期化による災害関連死の増加など、様々な課題が浮かび上がりました。

これらの課題や教訓を踏まえ、昨年6月に国の防災基本計画が修正されるとともに、12月には「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が改定され、自治体に取り組むべき対策の方向性が示されたところです。

東京都においても、切迫性が高まっている首都直下地震をはじめとした大規模災害への備えをより確実なものとするため、今月末には東京都避難所運営指針の改定や東京トイレ防災マスタープランの策定が行われるとともに、令和7年度早期には、東京都地域防災計画火山編の修正が予定されるなど、災害対策の強化に向けた取組みが進められています。

区においては、昨年3月に北区地域防災計画を改定した後、今年度より、防災関連計画・マニュアルの改定・策定作業を進めるとともに、防災DXの推進や災害用備蓄の充実、地区防災計画の策定支援など、各種防災施策に緊張感とスピード感を持って取り組んでまいりました。そして、来年度には、東京都地域防災計画修正の進捗を踏まえ、北区地域防災計画の修正検討に着手するとともに、危機管理室に新たに地域防災推進課を設置し、自主防災組織をはじめとした地域防災力の一層の強化にも取り組んでまいります。

本会議は、北区の防災に関する重要事項を審議するための会議体であり、地域防災計画の作成等をはじめ、関係機関が連携して取り組むべき新たな課題等に係る、意見交換や情報提供の場として開催するものです。

本日の会議では、東京都の計画改定を踏まえた「北区地域防災計画」の修正への着手や地区防災計画の案についてご審議いただきますので、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと思います。

また、審議事項のほかに、区における防災に関する取り組みなど、様々な報告をさせていただきますが、このことについても、皆さまからの貴重なご意見を頂戴できればと思います。

最後に、円滑な会議の進行への、ご協力を申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

3 委員紹介及び資料確認

○危機管理室長

それでは、次第に従いまして、委員紹介と、あわせて資料の確認をさせていただきます。

【資料確認と委員紹介】

まず、お手元のパソコンをご覧ください。事前にご案内のとおり、今年度より、会議資料をパソコンで閲覧する運用に変更しております。フォルダ内に格納してある資料をご覧ください。

まず、1番上が、本日の次第。その次が委員名簿でございます。

はじめに委員紹介についてです。2つ目の資料「防災会議委員名簿」をご覧ください。本来ならば委員の皆さまを、お一人おひとりご紹介させていただくところですが、恐縮ながら、本名簿により代えさせていただきます。

なお、令和6年度委員構成の変更により、32番の「北区訪問看護ステーション連絡協議会」、33番の「北区男女共同参画推進ネットワーク」、34番の「ケアマネジャーの会」の代表者の方を、新たに委員として任命させていただいております。

続きまして、本日の審議事項、報告事項です。

はじめに、審議事項の資料が2点、まず【審議事項1】「東京都北区地域防災計画」の修正の予定についてです。

続いて、【審議事項2】地区防災計画（案）についてです。

次に報告事項に関する資料として8点です。

【報告事項1】は、防災関連計画の策定・改定に係る中間報告について

【報告事項2】は、帰宅困難者対策（王子駅前滞留者対策行動ルールの策定）について

【報告事項3】は、北区災害廃棄物処理計画の改定について

【報告事項4】は、大規模水害対策の進捗と今後の対応について

【報告事項5】は、災害時における協力協定の締結について

【報告事項6】は、令和6年度 北区防災対策事業の主な実績について

【報告事項7】は、令和7年度 北区防災対策事業の概要について

最後に【報告事項8】は、防災対策特別委員会資料についてです。以上、次第と名簿を含めまして、12点となります。

その他、一番下に、本日の席次表を格納しております。

過不足はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、やまだ区長に進行をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

4 議事

○やまだ区長

それでは、議事に入りたいと思います。審議事項1「東京都北区地域防災計画」の修正の予定について、事務局から説明をお願いします。

○副参事（防災対策推進担当）

私から審議事項1「東京都北区地域防災計画」の修正の予定について、ご説明いたします。

1の要旨です。東京都北区地域防災計画につきましてはあらゆる災害に対処する総合計画として、昨年3月に改定したところですが、上位計画である東京都の「東京都地域防災計画」において火山編が7年ぶりに、修正される見込みであり、公表されたその素案の内容を確認したところ、北区地域防災計画に反映させるべき事項が生じていることから、修正に着手いたしたく、本会議にお諮りさせていただきたいと存じます。

2の、現在、想定している修正項目です。東京都地域防災計画火山編（令和7年修正）のうち、富士山噴火降灰対策に係る区の役割について、並びに、組織規程や、この後ご報告いたします防災関連計画に係る修正など、計画修正時点で必要な修正等を想定しております。

3の、東京都地域防災計画火山編（令和7年修正）素案の概要です。別紙として2つ先のページをお願いいたします。火山編の修正の目的としては、国に先駆け、令和5年12月に東京都が策定した「大規模噴火降灰対応指針」における降灰対策の方向性を踏まえ、関係機関の役割分担や降灰対策を計画に位置付けるとされております。主な修正ポイントとしては、目指すべき到達目標を新たに設定、富士山火山対策については、都市機能や都民の生活を守るための降灰対策を具体化、自助共助の取組を拡充とされております。目指すべき到達目標としては降灰状況の把握、交通インフラ対策、ライフライン対策、火山灰処理、避難、物資の供給、情報発信、共助の取組とされ、今後の主な対策等が記載される予定とされており、そのうち、区に関連する項目について、北区地域防災計画にも反映させたいと考えております。

4の今後の予定です。次の防災会議について、秋ごろとさせていただいておりますが、現在、東京都の火山編に加え、富士山降灰については内閣府や気象庁でいろいろな議論がされておりますので、その動向を見据えさせていただき、スケジュール設定なども含め、改めて周知させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

(なし)

○やまだ区長

無いようでしたら、本件については原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないと認め、原案どおり承認することに決定いたします。それでは、次の議事に移らせていただきます。審議事項 2 地区防災計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

○地域防災担当課長

私から、審議事項 2 地区防災計画案について、ご説明申し上げます。

はじめに要旨でございますが、昨年度の防災会議においてご説明申し上げました地区防災計画の策定支援について、今年度、予定通り実施をしたところでございます。

なお、地区防災計画の作成主体につきましては、区内 19 地区の地区防災会議を対象とし、今年度は 5 地区での計画を作成することができました。本日は、この計画案につきまして、北区地域防災計画への規定に関するご審議をお願いいたします。

このたびの計画作成につきましては、策定地区にお住いの皆さまと全 3 回のワークショップを行い、意見交換を重ねながら計画を練り上げてまいりました。ワークショップの参加人数等につきましては次ページにてまとめております。

次に、今後の予定につきましては、4 にお示しのとおり、令和 8 年度までに 7 地区ずつ策定支援に取り組んでまいります。

それでは、このたび作成しました地区防災計画案の内容について、モデル地区として実施いたしました堀船地区の計画案をもとに、要点を整理しましたので、簡潔にご説明申し上げます。

4 ページにお進みください。計画の表紙と参加団体をお示ししておりますが、今回の計画作成においては、地区防災会議からご推薦いただいた団体にご参加いただき、ワークショップを実施いたしました。自主防災組織のほか、消防団や民生委員、赤十字奉仕団や青少年、高齢者関係の団体のほか、堀船地区では医療機関からもご参加いただいたところです。また、計画の構成につきましては、お示しのとおり、地区の特性や地震時及び平常時における活動などを整理いたしました。

次ページにお進みください。地区の特性としましては、各地区の人口構成をはじめ、東京都の資料を基に、首都直下地震等による被害想定や液状化の危険度、地域危険度を整理しております。

次ページにお進みください。地震発生時における活動について、タイムラインを整理しました。地域の災害対応として、地区の被害状況等の集約や、区の災害対策本部との連携、また、自主防災組織間の連携などを行う地域の拠点として地区本部を設置・運営いたします。このほか、割り当てられた避難所の開設や運営、それぞれの自主防災組織における初期消火や救出救護活動、避難誘導や地区の見守り活動などを行うほか、消防団などの組織での活動など、多岐にわたる活動を実施することになるため、発災後から 3 日間までの活動をタイムラインとして整理いたしました。

次ページにお進みください。次に、平常時における活動について、現在実施している防災活動と、今後実施した方が望ましい活動をご検討いただき、活動予定表として取りまとめました。なお、堀船地区においては、毎年 3 月を目安に避難所での訓練を実施するとともに、1 年間の活動の振り返りなどを行い、課題などを出し合うとともに、計画の内容を点検し、更新箇所の検討などを実施する予定となっております。このように、本計画を継続的に検討し更新するための仕組みについても、活動の一環に含めたところです。

次ページにお進みください。続いて、地区本部や避難所での体制について、あらかじめ誰が何を担うのかを整理しました。

次ページにお進みください。こちらが、計画の概要版となります。概要版は A3 サイズを折り込み、策定地区内全ての世帯に配布する予定でございます。なお、内容としては、計画の説明を表紙に記載するとともに、裏面では、地区内の避難推奨ルートや防災関係施設等を記載した地図、また、地震発生時の避難方法や自助の備えなどを掲載しております。このほか、地域の防災活動への参加や協力を求めていく記載や、避難所での活動支援に関する記載など、区からのお願いについても掲載しております。

最後に、このたび作成しました 5 地区の計画案につきましては、別ファイルにて事前にお送りいたしますが、計画の構成としましては統一したものとし、今後もこの構成で計作成に取り組んでいく考えでございます。

なお、計画の冊子につきましては、本日ご承認いただいた後、区ホームページで公開するとともに、地域振興室や策定にご協力いただいた団体の皆さまに、冊子をお配りしてまいります。

説明は以上となります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

○北区町会自治会連合会会長 下山委員

審議資料2の資料9頁にある地区防災計画概要版のリーフレットについて。これから在宅避難が増えてくると思うのですが、区の方では人手が不足、在宅避難の方まで、なかなか人があてられないと思うので、地域にその点をお任せして、地域で在宅避難者を何とか面倒を見ていくという形がいいと思っています。その案としまして、地域には、神社やお寺がたくさんありますから、その境内をお借りして、その区の防災倉庫などを設置いただいて、地域の連合会長や町会長が責任者になり、在宅避難者の方の面倒を見ていく方法をとったらいいかと思います。これは提案として、もし取り組みができればお願いしたいと思っています。

○地域防災計画担当課長

ご意見ありがとうございます。神社やお寺の利活用といったところにつきましては、先日の北区町会自治会連合会でもお話いただいたところでございますので、引き続き東京都の動向も踏まえながら、検討してまいりたいと思います。

○やまだ区長

ほかに無いようでしたら、本件については原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

ご異議ないと認め、原案どおり承認することに決定いたします。

それでは、報告事項に移らせていただきます。

報告事項1 防災関連計画の策定・改定に係る中間報告について、事務局から説明をお願いします。

○副参事（防災対策推進担当）

私から報告事項（1）防災関連計画の策定・改定に係る中間報告について、報告いたします。

1 要旨について。本事業につきましては、昨年度、令和6年度新規事業としてご報告させていただいた事業であり、内容といたしましては、北区地域防災計画の下位に位置する、関連計画やマニュアルを2年かけて改定するとして、本日はその中間報告を行うものです。対象計画は、お示しの5つの計画・マニュアルです。その中で、②の東京都北区災害時受援応援計画は今回、新規策定、それ以外は改定として括弧書きが前回の改定期限、その下が内容を表しております。

次のページをお願いいたします。2 会議体組織構成は、今回の計画策定・改定に伴う会議体でございます。図の中頃が庁内の検討体制として、部長級による防災対策調整会議、課長級による防災対策検討会、その下に、係長級による作業部会としており、今年度は改定に向けた準備段階として、主に作業部会を中心に検討を行ってまいりました。

次のページをお願いいたします。3 策定・改定内容は、各計画の策定・改定に向けた内容の骨子でございます。①の業務継続計画では、東京都の業務継続計画オールハザード型を踏まえ、風水害等震災以外への対応について記載したいと考えております。②の受援応援計画では、非常時優先業務を実施するにあたり、不足する人員や物資を、外部から円滑に受け入れることを目的とした計画として、予め必要な人員数や受援物資の数の算出等を行い、計画立案したいと考えております。

次のページをお願いいたします。③④の災対本部・各部運営マニュアルでは、今年度導入いたしました北区総合防災情報システムを活用し、本部・各部間の連携を共通化させ、作業の省力化等を図ります。また、発災から一月後までのタイムラインを作成し、本部・各部間の関連を明確化するとともに、必要な作業を時系列に整理していきます。⑤の避難所運営マニュアルにつきましては、前回改定以降の変更点として、避難所開設キットや在宅避難者に対する物資供給の手順などを反映させるとともに、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等への配慮に関する記載やペットの同行避難のルール等についても記載したいと

考えております。

次のページをお願いいたします。4 策定・改定の進捗です。①業務継続計画につきましては、今年度、風水害等への対応の検討や職員参集予測を徒歩 20km 圏内で算定するなどの作業を進めるとともに、非常時優先業務の見直し等整理を行ってきました。次年度も検討を継続、全庁及び関係機関等へ意見照会するなど連携を図っていききたいと考えております。②受援応援計画につきましては、国のガイドライン等に基づき、対象とする受援・応援の範囲や期間、計画の発動基準等、策定に向けた整理を行ってきました。次年度も検討を継続するとともに受援対象業務ごとの受援シートの作成など策定作業を進めてまいります。③④災対本部・各部運営マニュアルにつきましては、北区地域防災計画や改定中の業務継続計画等を踏まえ、災害時優先業務の手順の見直し等、内容の整理を行ってきました。次年度は記載内容の具体化を進めるとともに災対本部・各部等図上訓練結果を反映させてまいります。⑤避難所運営マニュアルにつきましては、国、都の計画やガイドライン、被災経験のある自治体のマニュアル等を踏まえ、避難所の運営体制や配慮すべき事項、避難所が担う業務などの整理を行うとともにその基本的な考え方について、北区町会自治会連合会に意見聴取を行ってきました。次年度については、関連所管への照会など庁内で連携を図るとともに、地域や関係団体にご意見等を伺いながら、改定作業を進めていききたいと考えております。

次のページをお願いいたします。5 今後の予定でございます。5 月以降、進捗に合わせて庁内の検討会等を 4 回程度実施したいと考えております。また、秋ごろに災対本部・各部等図上訓練を考えており、本日ご出席されている警察・消防・自衛隊など関係機関の皆さま方との連携の手順等についてもこの図上訓練の中で訓練させていただきたいと考えております。つきましては内容等が決まりましたら、改めてご周知させていただきたいと存じますので、その際は何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。また、避難所運営マニュアルについては、19 地区の町会自治会連合会及び関係団体に 5 月以降と 10 月以降と進捗に合わせて 2 回程度お伺いし、ご意見を伺いたいと考えております。その後、令和 8 年 3 月の防災会議に報告させていただいた後、3 月末に防災関連計画の策定・改定を実施したいと存じます。

大変雑駁ではございますが、報告は以上です。

○やまだ区長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

(なし)

○やまだ区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項 2 帰宅困難者対策（王子駅前滞留者対策行動ルール of 策定）について、事務局から説明をお願いします。

○地域防災担当課長

私から、報告事項 2 帰宅困難者対策（王子駅前滞留者対策行動ルール of 策定）について、ご報告申し上げます。

区ではこれまで、東日本大震災の際の混乱などを踏まえ、東京都の取り組みなどを参考に、帰宅困難者対策として、一時滞在施設の確保や帰宅困難者対策指針の策定のほか、駅前滞留者対策に取り組んでまいりました。今年度は、駅前滞留者の対策に関する協議会の皆さまとともに、王子駅周辺を対象とした具体的な行動ルールを策定いたしました。

次ページにお進みください。今年度の協議会の活動についてはお示しのとおりでございますが、昨年 12 月に 3 駅の協議会合同での実動訓練を実施し、行動ルールについての確認や検証を行い、先月、ルールの策定をしたところです。

次ページにお進みください。続いて、策定した行動ルールについて、簡潔にご説明いたします。資料には抜粋したものをお示ししておりますが、本ルールは、協議会の皆さまの行動について整理したものといたしますので、目次のとおり、現地本部への参集や、その活動に関する事項を取りまとめております。また、現地本部の設置や参集基準については、ルールの 4 ページに記載ありますが、発災後、区災対本部が設置を必要とした場合や、協議会員から要請を受けた場合などに、区災対本部が協議会長と協議し、設置を決定することになります。なお、参集基準については、区災対本部からの参集メールにより、割り当てられた協議会員のみなさまに、概ね 3 時間後を目安に参集していただくこととしました。続いて、一時滞在施設の開設についても整理をしており、発災後は、東京都や区の公表施設から開設することといたしました。

次ページにお進みください。帰宅困難者の発生状況や協議会員の行動シナリオについて、発災の曜日や時間帯ごとに整理いたしました。なお、土日祝日は日中から夜間にかけて、来訪者や移動中の方々が多いと想定し、非常に多く滞留者が発生すると考えておりますが、同様に産業・金融機関の皆さまも、お休みの可能性があるため、構成員については、不在の可能性があるとしております。今後、こうした状況設定を基にした参集訓練などの検討を行ってまいります。今後、本ルールにつきましては、区のホームページで公開してまいります。また、次年度は赤羽駅・田端駅において、それぞれ行動ルールを策定する予定です。

報告は以上となります。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

(なし)

○やまだ区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項 3 北区災害廃棄物処理計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

○リサイクル清掃課長

私からは報告事項 3 北区災害廃棄物処理計画の改定についてご報告させていただきます。

1 要旨です。首都直下地震を初めとする大規模災害に伴い発生した災害廃棄物の迅速かつ適正に処理することにより、区民の生活環境の保全、公衆衛生を確保することなどを目的とし、北区災害廃棄物処理計画を改定するものでございます。

2 改定のポイントです。(1) 首都直下地震等による東京都の被害想定に改定に対応するため、災害廃棄物の発生量の見直しを行っております。(2) として近年、頻発化、激甚化する台風や豪雨に対応するため対象災害に風水害を追加しております。

続いて3 計画についてです。別添2 北区災害廃棄物処理計画【概要版案】を御覧ください。1 ページは先程と重複しますので、2 ページ目を御覧ください。当該計画で対象とする災害は、地震災害では都心南部直下地震、風水害では荒川氾濫を想定しています。対象とする災害廃棄物は、被災した地域の家庭から排出される生活ごみ、避難所ごみ、し尿、がれき、被災した住民が住宅内を片付ける際に排出する家財道具、いわゆる粗大ごみなどを片付けごみとしますが、こういったものを対象としています。

次に3 ページ目は、災害廃棄物の発生量です。地震災害では、重量にして90.1 万トン、体積にして111.6 万 m^3 、風水害では同じく重量としては90.1 万トン、体積にして87.3 万 m^3 と推計しております。

続いて6 ページまでお願いいたします。こうした災害廃棄物に対しまして、平常時の対策として行う事項について10 項目を列記しております。例えばとして記載している2 つ目の仮置場の確保については、がれきの一時的な仮置き場である応急集積場所、住宅地等に設置し、区民が自ら災害廃棄物を搬入する仮置場である地区集積所、地区集積所等から区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場である一次仮置場、これらについて、基本方針や候補地や管理運営方法などをあらかじめ検討するとしております。

続きまして7 ページをお願いいたします。この二つのグラフですが、地区集積所や一次仮置場の必要面積の推移を表しております。横軸は時間軸、縦軸は必要面積を表しております。先ほど3 ページでお示しました災害廃棄物の発生量、こちらは一度に発生するものではございませんので、図のように推移するものと想定しております。

最後に、初動期、応急期、復旧復興期の対策をまとめています。

以上が計画案の概要でございますが、計画本編は、資料フォルダの中に格納しているところでございますが、大変文量の多いものですので、後ほど区の環境ポータルサイトやホームページアップいたしますので、ご確認いただければと存じます。

最初の報告事項というファイルに戻っていただきまして、4 これまでの結果をお示ししております。5 回にわたる検討会にて議論を重ねまして、計画案を策定、年末年始にパブリックコメントの実施を踏まえて今年度末に改定予定でございます。

5 その他としまして、当該計画改定に基づき、令和7 年度には災害時の廃棄物処理に関する初動対応時の手順および平常時の事前検討事項、応急・復旧期の手順等を定めた北区災害廃棄物処理実施マニュアルを改定する予定でございます。

大変雑駁ではございますが、ご報告は以上でございます。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

(なし)

○やまだ区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項 4 大規模水害対策の進捗と今後の対応について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

それでは私から、報告事項 4 大規模水害対策の進捗と今後の対応についてご説明いたします。

はじめに、「東京都北区大規模水害を想定した避難行動の基本方針」の改定についてです。令和 2 年 3 月に策定した基本方針では、荒川氾濫時の浸水想定区域に居住する区民に対し、区内外の高台への立ち退き避難を推奨しています。昨年 3 月の防災会議では、国や東京都の考え方を踏まえ、一定の条件のもと、自宅等の上階へ避難する屋内安全確保を選択可能とする方針改定の検討に着手することについて、ご報告させていただいたところです。

今年度、改定検討委員会を 2 回開催し、学識経験者及び庁内関係部課長による検討を行い、方針改定の方方向性を決定しました。検討にあたっては、東京都が公表した水害リスク診断書のスキームを活用し、住民基本情報と地図情報、浸水想定データを用いて荒川氾濫時の詳細な水害リスクデータを作成し、それに基づく避難者数の再整理を行っております。避難者数の試算結果は右上にお示しの円グラフをご覧ください。赤色部分の浸水想定区域に居住する 20 万人余のうち、下の囲み内にお示しの屋内安全確保の条件を満たすのは、約 34,500 人と見込んでおります。屋内安全確保の条件案のポイントといたしましては、囲み内にお示しの①～③の要件をすべて満たすことが最低条件であり、そのうえで、住民自らが、自宅等の上階で身の安全を確保できると判断した場合のみ、屋内安全確保を選択することが可能という考え方となります。この、住民自らの判断が必要な部分としましては、②の自宅等に浸水しない居室があるというところ、これについては、ハザードマップ等で浸水リスクを確認し、ご自宅の状況から判断いただく必要があります。また、③の、浸水継続時間が 3 日未満の地域において、自宅周辺が浸水し、ライフラインの停止など厳しい生活環境の中でも生活できる十分な備えがあり、在宅での避難生活が可能であることを、ご自身やご家族の状況も踏まえて判断し準備いただく必要があります、このことについて、分かりやすい周知を図ってまいります。また、区独自の要件といたしましては、③の赤字部分となります。浸水継続時間が 3 日未満の地域であっても、周囲を 3 日以上地域に囲まれている場合は、長期間避難が困難となり孤立するおそれがあるため対象から除いており、区内で屋内安全確保が可能な地域は、高台との崖線付近のみが対象となります。基本方針改定は 4 月を予定しておりますが、方針改定後も、区として高台避難を最も推奨するということに変わりはありません。

次のページをご覧ください。基本方針改定後、区民の皆さまに対して、改定内容を広く周知するとともに、荒川氾濫による浸水想定区域に居住する全世帯に対し、各住戸の浸水リスクや適切な避難行動を記載した「我が家の水害リスク診断書」を作成・郵送することで、大規模水害時のリスクに応じた適切な避難行動の普及啓発を図ってまいります。水害リスク診断書の 1 面のイメージを掲載させていただきました。受け取った方にとって、ご自宅の水害リスクと、それに応じた適切な避難行動が明確に分かるよう、高台避難が必要な地域と、屋内安全確保を選択可能な地域とで、パターンを分けて別々の記載内容で作成するとともに、その他の紙面を使って、防災情報の収集方法や避難場所についてなどの情報も掲載する予定です。その他、マイ・タイムライン講座など、様々な機会を捉えた周知に取り組んでまいります。

次のページをお願いします。「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」の作成に向けた検討についてです。令和 4 年度より、国や東京都などの関係団体で構成する首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会において、荒川・江戸川の洪水及び東京湾の高潮を対象とした広域避難について、お示しのような検討が進められております。昨年 12 月には広域避難計画モデル（中間のまとめ）が公表され、今年度末までに最終とりまとめがなされる予定となっており、これを受けた東京都の計画等の動向も踏まえたうえで、区としても具体的な検討を行ってまいります。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

○北区町会自治会連合会会長 下山委員

私たちが住んでる神谷、赤羽、志茂は、水害時は4～5mの浸水が想定されていますが、我々が高台に避難したとき、避難先の地域の皆さんとトラブルにならないか、我々が体一つだけで避難して、あとは避難先の地域の皆さんが全部面倒を見てくれるのか、このような内容が計画に入っていないので、その点をちょっと反映いただくと、ありがたいと思います。

○防災・危機管理課長

ご意見ありがとうございます。実際に荒川の氾濫の恐れがある場合、区から早めに避難情報を発信しまして、避難が必要な皆さまには高台の水害対応避難場所への避難、また分散避難ということで、様々な先の避難などを検討いただくこととなります。

高台の避難場所については、区の職員を派遣して運営をさせていただきますが、これまでも踏まえて地域の方々にご協力をいただいた例もございます。運営の部分は、現在も災害対策本部各部マニュアルなどの改定を進めているところでありまして、しっかり皆さまにお知らせできるよう取り組んでまいります。

○北区町会自治会連合会会長 下山委員

我々が行った先では、避難場所となる学校などにおいて、防災倉庫とかどこにあるかわからないし、実際に、避難所運営のお手伝いをしても良いのかもわからないので、その点をお聞かせいただければと思います。

○防災・危機管理課長

ありがとうございます。実際、大規模水害の発災前の予備段階の避難におきましては、基本的に職員の方が対応をさせていただいております。実際発生してしまった場合には、適切な段階で避難所へ移行するという形になりますが、その場合には、防災倉庫などからの物資の提供といったことも想定をしております。その際の町会の方々のご協力については、お願いをする場合もある、というように考えておりますので、今後またご相談をさせていただければと思います。

○やまだ区長

高台避難も、各自主防災組織の皆さまにご協力いただき訓練が始まっておりますので、そのようなタイミングも捉えて、所管の職員とともに、地域の方々にもしっかりとお伝えしていく機会を設けていきたいと考えてます。

○やまだ区長

そのほか無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項5 災害時における協力協定の締結について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

報告事項5「災害時における協力協定の締結について」ご説明いたします。区では、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、様々な団体と協定を締結し、災害時における協力を依頼しております。

はじめに、1. 令和6年度に新たに締結した協定についてご報告させていただきます。1つ目の和歌山県和歌山市との災害時における相互応援に関する協定については、昨年11月5日に締結いたしました。単独自治体として、北区と災害時の相互応援協定を締結している自治体は、和歌山市が6番目の自治体となります。北区と和歌山市は歴史的な繋がりがあり、これまで区民まつりなどのイベントを通じて交流を図ってきており、大規模災害に備えた自治体間連携の必要性の認識が双方で一致したことから、協定の締結に至ったものでございます。災害時における物資の支援や職員の派遣など、相互応援を円滑に行うため、平時からの連携強化に取り組んでまいります。また、2つ目は、大規模水害時に備えた避難場所の確保を推進するため、陸上自衛隊十条駐屯地と一時的な施設等の使用に関する協定を締結したもの、3つ目と4つ目は、大規模災害時の帰宅困難者対策として、野村不動産ライフ&スポーツ株式会社及び田中電設株式会社より、一時滞在施設としての施設利用に関する協定を締結したものでございます。

次のページをお願いいたします。株式会社アクティオとの災害時における資機材の供給に関する協定は、冷暖房機器や発電機、トイレカーなどの車両、重機など、避難所環境の充実や災害対応に必要な資機材等のリース供給に関する協力体制を構築したものでございます。その下、東田端自治会内地域における

災害時の愛玩動物及び飼い主の支援活動に関する協定は、大規模災害発生時に、東田端自治会内地域で被災した飼い主とペットが共に避難生活を送ることができる同伴避難場所を開設し支援活動を行うため、区と学校法人中央工学校、東田端自治会の三者間で協定を締結したものでございます。中央動物専門学校施設のの一部を提供いただき、東田端自治会の有志が避難場所の運営を行うもので、地域を限定したモデル的な取組みとなりますが、本協定に基づき平時から実施する講習会や訓練などの取組みから得られた知見を、区の今後の防災施策の検討に活用してまいります。

その下、2. 既存協定の内容の見直しや拡充を行ったものの1つ目から3つ目は、いずれも、既存協定で対象としていた大規模災害発生時の協力に加え、大規模水害の発生のおそれがある場合の事前の対応についても協定の対象とする見直しを行ったものでございます。

また、4つ目は、帰宅困難者一時滞在施設の受入れ区域の拡大を行ったものでございます。

大変雑駁ですが、この件に関するご説明は以上でございます。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

(なし)

○やまだ区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項6 令和6年度北区防災対策事業の主な実績について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

私から、令和6年度の防災対策事業の実績について、個別にご報告した内容以外で、主なものを簡潔にご説明申し上げます。

はじめに、各種計画の策定・改定状況です。2ページにまいりまして、先ほどご報告したもののほか、学校防災マニュアルの改定を行いました。

3ページをお願いします。自主防災組織の避難所開設訓練は、19地区中17地区で開催しました。

4ページをお願いします。各種訓練の実績では、緊急医療救護所となる区内5か所の病院すべてで設置・運営訓練を行うとともに、荒川氾濫を想定した高台福祉避難所への移動訓練、また、5ページにまいりまして、震災を想定した福祉避難所開設訓練を実施しました。また、中学校防災学校やオンライン防災イベントなど、子どもから大人まで広くご参加いただく事業も実施しております。

6ページをお願いします。能登半島地震の教訓を踏まえ、通信環境やトイレ環境の整備、要配慮者や女性への配慮、暑さ・寒さ対策など、多様な視点から拡充を図るため、当初予算に加えて補正予算を編成し、お示しのとおり備蓄の充実を図りました。なお、(2)通訳用タブレット及び(4)組立式トイレは、令和7年度に全避難所へ拡充予定です。

7ページをお願いします。北区総合防災情報システムの機能強化とあわせて、北区防災ポータル・北区防災アプリを導入し、災害対策本部のDXと区民への防災情報発信強化を図りました。また、防災無線の放送内容を文字情報で同時発信できる体制も整えたところです。子どもから高齢者、外国人も含めた幅広い周知と利用促進に取り組んでいるところです。

9ページをお願いします。風水害の取組みでは、昨年12月に区内2か所の土砂災害警戒区域等が新たに指定され、土砂災害ハザードマップの改定を行いました。なお、来年度には多言語対応も行う予定です。

10ページにまいりまして、マイ・タイムライン及びコミュニティタイムラインの取組みを進め、コミュニティタイムラインに基づく要支援者の高台移送訓練も実施しました。

11ページは各種支援制度、12ページから14ページは防災まちづくりの取組みをお示ししています。北区強靱化プロジェクト啓発物の作成を新たに行うとともに、密集事業等をお示しのとおり推進しております。

15ページ、その他の防災関係の取組では、昨年7月の大雨被害を受けた山形県酒田市及び戸沢村に対して被災地支援を実施しました。その他の実績はお示しのとおりです。

大変雑駁ですが、ご説明は以上でございます。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

(なし)

○やまだ区長

無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項 7 令和 7 年度北区防災対策事業の概要について、事務局から説明をお願いします。

○地域防災担当課長

私から、令和 7 年度の防災対策事業について、新規・拡充事業を中心に簡潔にご説明申し上げます。資料は報告事項 7 となります。

まず、はじめに、令和 7 年の危機管理室の組織改正についてです。次年度より、地域防災担当課を地域防災推進課とし、地域防災力の更なる向上に向け、体制を強化してまいります。

6 ページをお願いします。2 段目ですが、新たに防災士の資格取得助成を開始いたします。なお、対象は地区防災会議からご推薦をいただいた方といたしますが、条件等の詳細にきましては、引き続き、地域のご意見などを踏まえ、決定していく考えです。

次のページをお願いします。先ほど、副参事より説明がありましたが、災対本部・各部のマニュアルの作成等に伴い、国や東京都をはじめ、関係機関や協定団体等との連携を想定した図上訓練を実施いたします。今後、訓練への参加依頼などをさせていただきますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

次に 12 ページをお願いします。無線・システム・防災 DX の取組みとして、臨時災害 FM 局を開局し、情報発信を更に強化してまいります。なお、先ほどの災害対策本部訓練において、試験放送の実施や北区防災ポータル等を活用した情報発信の訓練も合わせて実施する予定です。

次のページをお願いします。風水害に関する取組みとなりますが、今年度と同様に様々な対策を継続実施してまいります。

21 ページまでお進みください。その他、防災関係の取組みとしましては、近年、防災に関する情報が増えていることなどを鑑み、区民の皆さまへの啓発活動に力を入れてまいります。具体的には、防災普及啓発を目的とした動画の作成・公開を行うとともに、北区ニュースでの特集についても、2 年おきの発行から、毎年発行することといたします。また、区が所有している起震車につきましても、次年度後期には新たな車両を納車する予定でございます。

大変雑駁ではございますが、説明は以上となります。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

○北区町会自治会連合会会長 下山委員

一生懸命、危機管理室の方でやっていただいているのはよくわかるのですが、感じているのは、いざというときに危機管理室の職員がちょっと足りないような気がします。できればもう少し人員を配置していただいて、即効性のある防災対策を作っていただけるといいかなと思います。

あと起震車について、これも結構なのですが、最近、VR 車で実際の映像が見られるようなものもあり、このような規格のものも購入していただければ、もっと防災対策に役に立つと思います。

○危機管理室長

ご意見ありがとうございます。まず人員ですが、専門知識を蓄積するために定期的に人事異動を行い、区の他の職場に行った職員にも、きちんと防災知識が広まるような人員体制を敷いています。

また災害時には、応援を含めて区の職員が様々な対外業務に従事するような形になっていますので、区全体として防災情報を共有するとともに、それぞれの部署も独立して災害対応に当たれるように、こういった人員体制を構築していく考えです。

また、起震車でございますけれども、今回導入するのは残念ながら従来型のものになります。なかなかそこまでの規模のものは、1 自治体で持つのが難しいところもあります。この前、区の訓練に来ていただいて実際に体験をさせてもらいましたが、東京消防庁が持っている VR 車も 1 台しかなく、それを都内の各自治体で回していますが、なかなか抽選に当たらない状況でございます。いただきましたご意見も参考に、どのような規格が良いか、また新しい技術を導入して、どのような体験ができるかということ、引

き続き研究してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○やまだ区長

そのほか無いようでしたら、次の報告事項に移らせていただきます。

報告事項 8 防災対策特別委員会資料について、事務局から説明をお願いします。

○防災・危機管理課長

報告事項 8 防災対策特別委員会報告事項についてご説明いたします。

こちらは、令和 6 年度に北区議会防災対策特別委員会へ報告したすべての案件について一覧としてお示ししたものでございます。1 から 9 までの 9 件が令和 6 年第 2 回定例会、10 から 14 までの 5 件が第 3 回定例会、15 から 17 の 3 件が第 4 回定例会、18 から 31 までの 14 件が令和 7 年第 1 回定例会の防災対策特別委員会へ報告した事項となり、合計で 31 件の報告がありました。

主な内容につきましては、本日の審議事項及び報告事項の中でご説明させていただいており、報告資料の添付は割愛させていただいております。資料 3 ページに北区議会 議会データ検索システムの URL 及び資料閲覧方法のご案内を掲載しておりますので、恐れ入りますが、後ほどお時間のある時にご高覧いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

ご説明は以上でございます。

○やまだ区長

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

<質疑・意見等>

(なし)

5 閉会

○やまだ区長

ありがとうございました。以上をもちまして、本日予定の内容は、すべて終了いたしました。委員の皆さまのご協力に深く感謝申し上げます。

区といたしましては、「安全・安心No.1 の防災と北区強靱化」に引き続き全力で取り組んでまいりますので、今後とも、北区地域防災計画に基づくご支援・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局に戻したいと思います。

○危機管理室長

やまだ区長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり、ありがとうございました。

これを持ちまして、令和 6 年度第 1 回北区防災会議を終わらせていただきます。お忙しい中、ご出席いただき、大変ありがとうございました。

お忘れ物のないよう、お気をつけてお帰りください。

以上

別表

東京都北区防災会議委員名簿

会長 東京都北区長 山田 加奈子

令和7年3月21日時点

No	委嘱（委任） 区分	委員		出欠	代理者名
		役職	氏名		
1	指定地方行政機関の職員	財務省関東財務局 東京財務事務所統括国有財産管理官	よしだ しげと 吉田 茂人	欠席	
2	（条例第3条5-1）	国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所長	きくた ともや 菊田 友弥	代理出席	ますい ひろゆき 増井 博之
3	東京都の知事の部内の職員	建設局第六建設事務所 所長	そのお まなぶ 園尾 学	欠席	
4	（条例第3条5-2）	交通局北自動車営業所 所長	しおの とおる 塩野 徹	出席	-
5		水道局北部支所 所長	すずき こうぞう 鈴木 浩二	代理出席	きしだ ようじ 岸出 洋二
6		下水道局西部第二下水道事務所 所長	みたむら ひろあき 三田村 浩昭	出席	-
7	警視庁の警察官	警視庁第十方面本部 本部長	ふかい たかし 深井 貴	代理出席	あおき よしお 青木 良夫
8	（条例第3条5-3）	警視庁滝野川警察署 署長	きがわ しんいちろう 佐川 慎一郎	代理出席	ちやうなばやし けんすけ 蝶名林 研輔
9		警視庁王子警察署 署長	ふじもり まさゆき 藤森 雅之	代理出席	わかすぎ けんじ 若杉 健治
10		警視庁赤羽警察署 署長	かわた やすなか 河田 康尚	代理出席	ながせ かずひろ 長瀬 一広
11	陸上自衛隊第一師団の隊員（条例第3条5-4）	陸上自衛隊第一師団 第一普通科連隊第二中隊長	たけいし やすあき 武石 泰明	代理出席	ひらい けんしろう 平井 健志郎
12	東京消防庁の消防吏員又は消防団員	東京消防庁第五消防方面本部 本部長	やまざき ゆういち 山崎 裕一	出席	-
13	（条例第3条5-7）	東京消防庁王子消防署 署長	かわもと ともゆき 河本 知幸	出席	-
14		東京消防庁赤羽消防署 署長	うるま たかひと 漆間 誉人	出席	-
15		東京消防庁滝野川消防署 署長	むらかみ げん 村上 元	出席	-
16		王子消防団 団長	わたなべ ゆういち 渡邊 雄一	出席	-
17		赤羽消防団 団長	さいとう すみお 齋藤 澄男	出席	-
18		滝野川消防団 団長	おかの かずや 岡野 一也	出席	-
19	公共的機関の職員	東日本旅客鉄道株式会社 王子駅 駅長	いまむら もとゆき 今村 基之	出席	-
20	（条例第3条5-8）	東京地下鉄株式会社 後楽園駅務管区 王子区長	すずやま やすし 杉山 康	代理出席	わたなべ しょういち 渡邊 正一
21		東日本電信電話株式会社 東京事業部 東京北支店 支店長	かねこ とものろ 金子 朋廣	代理出席	やじま よしゆき 矢島 義之
22		東京電力パワーグリッド株式会社 大塚支社 支社長	ふかさわ こういち 深澤 浩一	代理出席	すずき ましはる 鈴木 芳治
23		東京ガス株式会社 東京東支店 支店長	いとう あすか 伊藤 あすか	代理出席	せきぐち ゆうぞう 関口 祐造
24		日本郵便株式会社 王子郵便局 局長	すずき としかつ 鈴木 利克	出席	-
25		首都高速道路株式会社 東京東局 副局長	おざわ きよたか 小沢 清隆	欠席	
26		東京都北区医師会 会長	うすい わたる 雄井 亘	山席	-
27		東京都北歯科医師会 会長	むらかみ よしかず 村上 義和	出席	-
28		東京都滝野川歯科医師会 会長	すずき まもる 鈴木 守	出席	-
29		北区薬剤師会 会長	の ぐち おさむ 野口 修	出席	-
30		公益社団法人地域医療振興協会 東京北医療センター 副看護部長	はやし きくこ 林 喜久子	出席	-
31		公益社団法人東京都助産師会北地区分会 会長	がまさわ なおこ 蒲澤 直子	出席	-
32		北区訪問看護ステーション連絡協議会	こぐれ わかこ 小暮 和歌子	出席	-
33		北区男女共同参画推進ネットワーク	おおつか あさこ 大塚 麻子	欠席	
34		ケアマネジャーの会	おおば えいさく 大場 栄作	出席	-
35	自主防災組織の長又は学識経験者	北区町会自治会連合会 会長	しもやま ゆたか 下山 豊	出席	-
36	（条例第3条5-9）	一般社団法人減災・復興支援機構 理事長	きむら たくらう 木村 拓郎	出席	-
37	区長の部内の職員	副区長	なかじま ゐのる 中嶋 稔	出席	-
38	（条例第3条5-5）	副区長	いぬかい たけし 犬飼 武	欠席	
39		政策経営部長	ふじの ひろし 藤野 浩史	出席	-
40		危機管理室長	まつだ ひでゆき 松田 秀行	出席	-
41	区長の部内の職員	まちづくり部長	てらだ まさお 寺田 雅夫	出席	-
42		防災まちづくり担当部長	こじま としゆき 小島 俊之	出席	-
43		土木部長	いわむと のりふみ 岩本 憲文	出席	-
44	区の教育委員会の教育長（条例第3条5-6）	教育長	ふくだ はるかず 福田 晴一	出席	-